



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月26日金曜日 第2152号

◇ 目 次 ◇ 規 則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則.....	244
愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則.....	247

告 示

指定代理納付者の指定.....	247
救急病院の協力申出.....	247
土地改良区営土地改良事業の換地処分.....	247
市営土地改良事業の換地処分（2件）.....	247
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	248
土地区画整理組合の理事の就任の届出.....	248
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	248
道路の供用開始（ " ）.....	248
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	249
道路の供用開始（県道森松重信線）.....	249
道路の供用開始（県道六軒家石手線）.....	249

道路の供用開始（一般国道379号）.....	249
道路の供用開始（県道中山双海線）.....	249
道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	250
道路の供用開始（ " ）.....	250
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	250
道路の供用開始（ " ）.....	250
道路の供用開始（県道野村柳谷線）.....	251
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	251
道路の供用開始（ " ）.....	251
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	251
道路の供用開始（ " ）.....	251
道路の区域変更（一般国道378号）.....	252
道路の供用開始（ " ）.....	252

雑 報

環境影響評価法に係る対象事業の廃止.....	252
------------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第10号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>様式第1号（第2条、様式第5号、様式第9号関係） 自立支援医療受給者証（育成医療・精神通院医療）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>有効期間 省略</td></tr> <tr><td>支給要件の確認方法</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 育成医療 の場合には、「支給要件の確認方法」の欄の作成を要しない。</p> <p>様式第2号（第2条関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定相談支援事業者）指定（更新）申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>別紙1～12 省略</p> <p>別紙13</p> <p>（その1） 省略</p> <p>（その2） 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	有効期間 省略	支給要件の確認方法	省略	省略	省略	<p>様式第1号（第2条、様式第9号関係） 自立支援医療受給者証（育成医療・精神通院医療）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>有効期間 省略</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 精神通院医療 の場合には、「公費負担の対象となる障害」の欄及び「医療の具体的方針」の欄の作成を要しない。</p> <p>様式第2号（第2条関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定相談支援事業者）指定（更新）申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>別紙1～12 省略</p> <p>別紙13</p> <p>（その1） 省略</p> <p>（その2） 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	有効期間 省略		省略	省略	省略
省略													
有効期間 省略													
支給要件の確認方法													
省略													
省略													
省略													
省略													
有効期間 省略													
省略													
省略													
省略													

注 1～5 省略

6 「経過措置」とは、既存の障害者施設から移行する場合にあっては、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）附則第2条から第19条までの規定の適用の有無をいうものであること。

7～9 省略

（その3） 省略

別紙14 省略

様式第5号（第2条、様式第8号関係） 自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更・転入）

省略			
受給者番号			
治療方針の変更	有・無	診断書の添付	有・無
省略			

注 1・2 省略

3 「治療方針の変更」の欄及び「診断書の添付」の欄は、精神通院医療の場合に記入すること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 育成医療の場合にあっては、自立支援医療（育成医療）意見書（様式第6号 _____）

(2) 精神通院医療の場合（前回の申請において自立支援医療（精神通院医療）診断書（様式第7号）を提出している者が引き続き当該精神通院医療に係る申請を行う場合であって、前回の申請時から病状及び治療方針の変更がないときを除く。）にあっては、自立支援医療（精神通院医療）診断書

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 変更の場合にあっては、自立支援医療受給者証（育成医療・精神通院医療）（様式第1号）

〔自治体記入欄〕

省略	
前回の受給者番号	省略
診断書の提出	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）
省略	

様式第6号（第2条、様式第5号関係） 自立支援医療（育成医療）意見書

省略	
障害の種類 （該当するものに つけること。）	(1) 肢体不自由 (2) 視覚障害 (3) 聴覚・平衡機能障害 (4) 音声・言語・そしゃく機能障害 (5) 心臓機能障害 (6) 腎臓機能障害 (7) 小腸機能障害 (8) 肝臓機能障害 (9) その他内臓障害 (10) 免疫機能障害
省略	

注 省略

注 1～5 省略

6 「経過措置」とは、既存の障害者施設から移行する場合にあっては、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）附則第2条から第20条までの規定の適用の有無をいうものであること。

7～9 省略

（その3） 省略

別紙14 省略

様式第5号（第2条、様式第8号関係） 自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更・転入）

省略			
受給者番号			
省略			

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) _____ 自立支援医療（育成医療）意見書（様式第5号）又は自立支援医療（精神通院医療）診断書（様式第7号）

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 変更の場合にあっては、医療受給者証 _____

〔自治体記入欄〕

省略	
前回の受給者番号	省略
省略	

様式第6号（第2条、様式第5号関係） 自立支援医療（育成医療）意見書

省略	
障害の種類 （該当するものに つけること。）	(1) 肢体不自由 (2) 視覚障害 (3) 聴覚・平衡機能障害 (4) 音声・言語・そしゃく機能障害 (5) 心臓機能障害 (6) 腎臓機能障害 (7) 小腸機能障害 (8) _____ その他内臓障害 (9) 免疫機能障害
省略	

注 省略

様式第10号（第2条、第3条関係） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書

様式第10号（その1） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更・更新）申請書（病院又は診療所の場合）

省略

注1～4 省略

5 「標ぼうしている診療科名」の欄は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項に掲げられたものとし、多数ある場合の記入順序は、同項の順序によること。

6 「担当しようとする医療の種類」の欄は、次に掲げる医療の種類から希望するものを記載すること。

(1)～(8) 省略

(9) 心臓移植に関する医療

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 肝臓移植に関する医療

(14) 省略

(15) 省略

7・8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合にあっては、臨床実績等に関する証明書

(6) 省略

(7) 心臓移植に関する医療のうち、心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合にあっては、臨床実績等に関する証明書

(8) 肝臓移植に関する医療のうち、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合にあっては、臨床実績等に関する証明書

様式第10号（その2） 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（病院又は診療所の場合）

省略

注1～4 省略

5 「標ぼうしている診療科名」の欄は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項に掲げられたものとし、多数ある場合の記入順序は、同項の順序によること。

6 省略

様式第10号（その3）・（その4） 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に改正前の障害者自立支援法施行細則様式第1号、様式第5号及び様式第6号の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後の障害者自立支援法施行細則様式第1号、様式第5号及び様式第6号の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前の障害者自立支援法施行細則様式第5号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

様式第10号（第2条、第3条関係） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書

様式第10号（その1） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更・更新）申請書（病院又は診療所の場合）

省略

注1～4 省略

5 「標ぼうしている診療科名」の欄は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の11第1項に掲げられたものとし、多数ある場合の記入順序は、同項の順序によること。

6 「担当しようとする医療の種類」の欄は、次に掲げる医療の種類から希望するものを記載すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

7・8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合にあっては、臨床実績等に関する証明書

(6) 省略

様式第10号（その2） 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（病院又は診療所の場合）

省略

注1～4 省略

5 「標ぼうしている診療科名」の欄は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の11第1項に掲げられたものとし、多数ある場合の記入順序は、同項の順序によること。

6 省略

様式第10号（その3）・（その4） 省略

○愛媛県規則第11号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(入校選考料等を徴収しない訓練科)						(入校選考料等を徴収しない訓練科)					
第9条 愛媛県立高等技術専門校条例（昭和44年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する規則で定める訓練科は、第1条第2項の規定による普通課程の訓練科とする。						第9条 条例 第4条第1項に規定する規則で定める訓練科は、第1条第2項の規定による普通課程の訓練科とする。					
別表（第1条関係）						別表（第1条関係）					
名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間	名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略						省略					
愛媛県立宇和島高等技術専門校	普通職業訓練	短期課程	木工クラフト科	15人	1年	愛媛県立宇和島高等技術専門校	普通職業訓練	短期課程	木工クラフト科	10人	1年
			介護ヘルパー科	60人	2月				介護ヘルパー科	30人	2月
			省略						省略		

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第373号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤファー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

○愛媛県告示第374号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233番地	公立学校共済組合	平成25年3月25日まで

○愛媛県告示第375号

平成22年3月12日丹原町土地改良区営基盤整備促進事業湯谷口地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第376号

平成22年3月12日東温市営基盤整備促進事業樋口地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第377号

平成22年3月12日宇和島市営基盤整備促進事業池の岡地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第378号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年 3月26日から 4月 8日まで

○愛媛県告示第379号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき東温市志津川土地区画整理組合から次のとおり理事が就任し

た旨の届出があった。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

氏 名	住 所
高 塚 莊 一	東温市志津川636番地 4
岩 川 孝 男	東温市志津川735番地 6
西 下 光 男	東温市志津川844番地 3
武 智 由 貴	東温市志津川678番地
池 田 秀 一	東温市志津川690番地
宮 倉 和 良	東温市志津川1426番地
橋 恭 三	東温市志津川1419番地

○愛媛県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555 - 224	旧	メートル 4.8 ~ 7.1	キロメートル 0.037	
			新	6.5 ~ 11.7	0.037	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555 - 225	旧	4.5 ~ 6.6	0.038	
			新	5.4 ~ 15.4	0.038	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555 - 226	旧	5.8 ~ 9.1	0.038	
			新	7.4 ~ 17.2	0.038	

○愛媛県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555 - 224	平成22年 3月26日
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555 - 225	"
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555 - 226	"

○愛媛県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市郷二丁目甲1055番7から 同市郷一丁目甲506番9まで	平成22年 3月31日

○愛媛県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	松山市南高井町1701番4から 同町1699番2まで	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市石手五丁目甲533番7地先から 同市石手五丁目甲526番7まで	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	伊予郡砥部町川登3305番4から 同町川登3264番5まで	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘字鍛冶屋甲3435番12から 同町上灘字表田甲3363番2まで	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町高田甲793番4地先から 同町高田甲851番3地先まで	旧	メートル 15.0～17.0	キロメートル 0.080	
			新	15.0～40.0	0.080	

○愛媛県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町高田甲793番4地先から 同町高田甲851番3地先まで	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3557番2から 同町惣川3555番2地先まで	旧	メートル 5.8～12.4	キロメートル 0.146	
		西予市野村町惣川3557番3から 同町惣川3555番2まで	新	8.8～51.6	0.146	

○愛媛県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3557番3から 同町惣川3555番2まで	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2656番2地先から 同町舟戸2714番2地先まで	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良56番2から 同町蔵良49番2まで	旧	メートル 8.4 ~ 15.4	キロメートル 0.104	
		西予市野村町蔵良56番4から 同町蔵良49番1まで	新	16.4 ~ 37.0	0.104	

○愛媛県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良56番4から 同町蔵良49番1まで	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬98番2から 同町高瀬98番5地先まで	旧	メートル 5.6 ~ 9.2	キロメートル 0.045	
		西予市野村町高瀬98番5	新	17.0 ~ 31.4	0.045	

○愛媛県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬98番 5	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字コウラ172番6 から 同町皆江字コウラ170番14地先まで	旧	メートル 3 9～11 3	キロメートル 0.153	
		西予市三瓶町皆江字コウラ170番13から 同町皆江字170番14まで	新	14 9～56 5	0.153	

○愛媛県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字コウラ170番13から 同町皆江字コウラ170番14まで	平成22年 3月26日

雑 報

○公 告

環境影響評価法に係る対象事業の廃止について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第30条第1項の規定により、対象事業の廃止について次のとおり公告します。

平成22年 3月26日

住友共同電力株式会社

代表取締役社長 村 上 信 二

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 住友共同電力株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 村 上 信二
- (3) 主たる事務所の所在地 愛媛県新居浜市磯浦町16番 5号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 住友共同電力株式会社新居浜東第二火力発電所1号発電設備建設工事
- (2) 種類 出力が15万kW以上である火力発電所の設置の工事の事業
- (3) 規模 発電出力 25万kW

3 対象事業の廃止等

環境影響評価法第30条第1項第1号に該当（対象事業を実施しない。）